

毎週火、金曜日発行(休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 農林水産振興資金融通要綱

告示

鳥取県告示第二百七十三号

特産物振興施設資金の融通要綱(昭和三十三年七月二日
鳥取県告示第三百二十七号)の全部を改正する。

昭和三十三年六月十七日

鳥取県知事 遠 藤

茂

農林水産振興資金の融通要綱

(目的)

第一条 この要綱は、農林水産の振興をはかるため、農
林漁業組合並びに農業者、林業者及び漁業者に対し、

農林漁業経営に必要な資金の融通を円滑にする措置に
関し、必要な事項を定め、もつてその経営の安定に資
することを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において「農林漁業組合」(以下「組
合」という。)とは、農業協同組合(農業協同組合法
(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第一
号及び第二号の業務を併せ行う農業協同組合に限る。)
森林組合及び漁業協同組合をいう。

2 この要綱において「農業者、林業者及び漁業者」(以下「農林漁業者」という。)とは、前項に掲げる組合に所属する者であつて、農業者の場合にあつては、耕作、養蚕又は養蚕の業務を営む者をいい、林業者の場合にあつては、しいたけ又は新炭生産の業務を営む者をいい、漁業者の場合にあつては、沿岸漁業を営む者をいう。

3 この要綱において「振興資金」とは、農林中央金庫、鳥取県信用農業協同組合連合会、鳥取県森林組合連合

金及び鳥取県信用漁業協同組合連合会(以下「金融機関」という。)が組合又は農林漁業者に対し貸し付ける資金(農林漁業者に貸し付ける場合は、組合を通じて転貸するものとする。)であつて次の各号に該当するものをいう。

- 一 貸付金の種類は、しいたけ乾燥施設、果樹柵施設、果樹病虫害共同防除施設、果樹園土じよう流亡防止施設、畜舎改造施設、牡蛎簡易飼育施設、製炭原木集材施設、簡易索道、沿岸漁業用漁具、沿岸漁業用機器、灌水施設及び花き球根の資金であること。
- 二 貸付金の対象は、前号に掲げる資金で、沿岸漁業用漁具及び沿岸漁業用機器の場合を除き、他の助成事業にかかる資金以外の資金であること。
- 三 貸付額はその事業に要する経費の八割を限度とし、知事が特に必要と認めた場合を除いては、農業者及び林業者の場合にあつては一人につき十万円、漁業者の場合にあつては一人につき三十万円の範囲内のものであること。

四 利率が、農林漁業者に貸し付けられる場合は年八分五厘以内、組合に貸し付けられる場合は年七分五厘以内のものであること。

五 償還期間が五年以内、据置期間が一年以内のものであること。

六 償還方法が年一回又は二回の元本均等償還のものであること。

(利子補給)

第三条 県は、金融機関がこの要綱の定めるところにもとずいて振興資金を貸し付けたときは、金融機関に対し利子補給を行う。

2 前項の規定により県が金融機関に対して行う利子補給の額は、当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分の割合で計算した金額とする。

3 第一項の規定により県が金融機関に対し利子補給を行う期間は、各融資につきその融資が行われた日から融資期間満了の日までとする。

(損失補償)

第四条 県は、金融機関が振興資金を貸し付けたことによつて損失を受けたときは、金融機関に対しその損失を補償する。

2 前項の規定により県が金融機関に対して行う損失補償の額は、金融機関の融資した金額の元本の最終償還期限到来後三箇月を経過してなお元本又は利子(遅延利子を含む。)の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の三十に相当する額のどちらか低い額とする。

3 前項の遅延利子は、同項の期間内における融資残高につき、当該融資の条件として定められた利率により計算した金額とする。

(振興資金の総額)

第五条 前二条の規定による利子補給及び損失補償の対象となる振興資金の総額は毎年度知事が定める。

(債権の回収)

第六条 金融機関は、第四条の規定により県から損失補

償を受けた後に、当該融資にかかる債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失の填補に充当し、なお残額があるときは、県から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を県に納付しなければならない。

(利子補給及び損失補償の打切又は返還)

第七条 県は、金融機関がこの要綱に違反したときは、金融機関の行つた融資について利子補給及び損失補償を行わず、又はすでに交付した利子補給金及び損失補償金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告及び検査)

第八条 知事は、振興資金の貸付が適正に行われているかどうかを知るために必要があると認めるときは、当該資金を貸し付けた組合若しくは金融機関から報告を徴し、又はその職員をして組合若しくは金融機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

沿岸漁業用機器資金	集魚用発雷機、漁用無電機、及び漁群探線機等の購入	〃	〃
灌水施設資金	灌水機及び附属品の購入	かん害常習地帯の畑、桑園を優先的に取扱うものとする。	農業者
花き球根資金	花き球根の購入	県の指導により一反歩以上を集团的に栽培するもの。	〃

別記様式

農林水産振興資金借入認定申請書

取扱金融機関受付年月日 昭和 年 月 日

1. 借入申請金額	円			
2. 借入金の使途及び利率	資金	年	分	厘
3. 元本の償還及び利息の支払の時期及び方法	(1) 償還期間	年	(2) 据置期間	年
	(2) 償還方法	半年賦、年賦	(4) 元利金払込期日	月 日及び 月 日
4. 保証人に関する事項				
5. 物的担保に関する事項				
6. その他参考事項				

上記のとおり農林水産振興資金の借入れをしたいので、農林水産振興資金借入資格者として認定下さいませよう、別紙関係書類を添え申請します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

住所 代表者 氏名

名印

(記載注意)

- 提出する書類は、各貸付金の種類ごとに提出すること。該当する箇所を○で囲むこと。
- 元本の償還及び利率は、保証人が理事全員の署名を添付し、氏名は不要とする。ただし、全員保証でない場合は氏名を記入すること。
- 物的担保については、記入を慎重にし、既存物権を担保にする場合は登記簿謄本を添付し、それにより担保の所在地、種類、規模及び提供順位等を明瞭に記入すること。また本資金によつて建設する施設を担保にする場合は、融資対象施設と記入すること。
- 他の参考事項については、借入認定申請について参考となる事項を適宜記入すること。

00223

区分	業務費	既調達 円	未調達		計	備考
			金額 円	調達予定日 日		
総事業費		円			円	
現金、預金						
増資						
賦課金						
稼働益						
約払または延払						
自己資金						
計						
農林水産振興資金						
借入金						
計						

00224

1. 農業協同組合(又は森林組合、漁業協同組合)の償還計画

借入時に よる区分	項目	借入先	借入		条件	年 間 償 還 金	償還財源			備考
			借入総額 円	償還方法 円			日掛 又は は年利	償還期限 担保 及び 担保関係	年間 償還金 円	
1.	今回借入申込分		円			円	円	円	円	
2.	既借入分									
3.	〃									
4.	〃									
5.	今後借入予定分									
	合 計									
	延滞関係									

(記載注意)

- イ、本件に関係ある借入金全体につき1件ごとに記入すること。
- ロ、償還財源について、借入金ごとに増資、賦課金、事業利益、利用料等に分割して記入すること。
- ハ、今後借入予定分については、本事業に関連する資金の借入計画がある場合にのみ記入すること。
- ニ、延滞関係欄には延滞元利金、約定払込日、延滞理由及び対策を記入すること。

